

日行連発第 256 号
令和 3 年 6 月 2 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経營業務部
部長 坪川 貞子

中小企業庁からの要請による月次支援金の登録確認機関への登録及び
事前確認実施への協力について

今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金制度に引き続き月次支援金制度が創設されました。

つきましては、下記について確認の上、引き続きご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、令和 3 年 5 月 31 日付・日行連発第 247 号にてお知らせしましたとおり、行政書士による一時支援金登録確認機関において不適切な案件が発生いたしました。一時支援金の事業確認機関については、中小企業庁への働きかけにより、資格を有する者のカテゴリーで事業確認機関として、行政書士・行政書士法人が対象とされたものです。再発防止の観点から、必ず添付資料（特に「事前確認マニュアル」）を確認・遵守の上、登録確認の実務を行うよう会員への指導の徹底に更なるご協力をいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 一時支援金登録確認機関に登録していた会員について

①月次支援金登録確認機関としての登録を継続する場合

月次支援金事務局（以下、「事務局」という。）から直接、登録確認機関である各会員に連絡するとのことですが、以下ご案内いたします。

=====

登録を継続しない旨を申し出なかった場合には、自動的に継続されますが、一時支援金事務局ホームページにおける各登録確認機関のマイページ上に回答フォームが設置されます。確認を受け付ける対象、テレビ会議システムでの事前確認への対応可否、その他、事務局が定める項目を回答フォームに入力してお申し出ください（提出期限：6月9日（水））。入力された項目については、事務局ホームページ上の月次支援金登録確認機関検索において公表される場合があります。

なお、登録を継続する場合は、一時支援金の登録確認機関として発行されたア

カウント情報を引き続きご利用いただきます。

②月次支援金登録確認機関としての登録を継続しない場合

事務局ホームページによるシステム上の回答フォームから、その旨を申し出るようお願いします。

2. 月次支援金登録確認機関へ新たに登録を希望する場合

6月下旬以降に中小企業庁又は事務局ホームページ上に設置される申込フォームから別紙1に定める内容の入力等を行い、登録申し込みを行ってください。

3. その他

- ・一時支援金で対応した登録確認件数を、月次支援金の登録確認件数に引き継ぐことはできません。
- ・1における回答フォームにおいて回答しなかった場合、事務局ホームページ上にある登録確認機関検索において必要項目が一部空欄になった状態で公表されます。

添付資料

- ・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金における事前確認への協力依頼.pdf
- ・(別紙1) 登録に関する申込内容について.pdf
- ・(別紙2) 月次支援金に関する事前確認マニュアル.pdf
- ・(別紙3) よくある質問及び回答.pdf

以上